

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にAに所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、マーケティング職としてパソコンの販売促進、プロモーション業務等に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃にやる気が出ない、憂鬱気分、不眠、不安感等が出現したとして、同月〇日にCクリニックに受診し「うつ病」と診断され、同年〇月〇日まで通院加療した。その後、平成〇年〇月頃から再び入眠困難、疲れやすい、空虚感といった症状が出始めたとして、同年〇月〇日に同クリニックに受診し、平成〇年〇月〇日には、Dクリニックに転医し「うつ病」と診断された。

請求人は、平成〇年〇月頃から販売業務の拡張と新聞広告等によるWEBキャンペーン等の新規業務の担当になったことで、自身の業務量が大幅に増加したうえに、同僚の間違いを確認したり尻拭いをしたにもかかわらず、平成〇年〇月に出た業務評価が同僚と同じであったことにショックを受けたなどとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人が平成○年○月頃に発病した「うつ病」は、同年○月から平成○年○月まで通院歴がなく、通常どおり勤務していたことを鑑みるに、平成○年○月には寛解状態にあったものと推認するとした上で、請求人は、不眠、業務への意欲低下等の症状が出現した平成○年○月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する旨を述べている。当審査会としても、請求人の症状経過、医証等から、E医師の医学的意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病発病前6か月間の業務による出来事の心理的負荷の評価について検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人は、新規カタログの加筆・修正業務、システム開発部から依頼され

た製品情報登録業務、技術部、WEB販売統括部など他部門との調整業務、同僚の業務の後始末などが重なったことが負担となり、本件疾病を発病した旨主張している。

イ 上記の業務等については、そもそも平成〇年〇月に請求人の所属する部署内で人員の配置換えがあったことから、新たに請求人の担当業務になったものと認められるが、当該配置換えは、平成〇年〇月頃の本件疾病の発病前6か月よりも以前の出来事であることから、当該配置換えに伴う担当業務の変更を認定基準に照らして業務による出来事として評価することはできず、決定書理由第2の2の(2)のイにおいて説示されているように、あくまで上記業務等を実施した結果としての時間外労働時間を評価すべきものである。

ウ そうすると、請求人の時間外労働時間は、発病前1か月においては74時間17分と20時間以上増加し、45時間以上となったことから、これは認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する。請求人の時間外労働時間数は大幅に増加しているものの、1か月当たりおおむね100時間を超えるものではないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

エ 請求人は、上記のほか、上司の叱責についても主張するが、当該叱責についても決定書理由第2の2の(2)のイに説示のとおり、「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当し、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病発病前6か月における業務による出来事の心理的負荷の強度は「中」と「弱」であって、その全体評価は「強」には至らないことから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、平成〇年〇月に出た業務査定の結果が、請求人が後始末をした同僚と同じであったことにショックを受けた旨主張するが、当該出来事は本件疾病発病後のものであり、明らかに認定基準の「特別な出来事」に該当するものでもないことから、上記の判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。